

受講資格

以下の①～③を全て満たしている方が対象となります

- ①「大工工事業」または「建築工事」いずれか1つの建設業について、10年以上の実務経験があること
- ②実務経験のうち、3年以上の職長（棟梁）経験があること
- ③職長・安全衛生責任者教育の修了を原則とし、以下のいずれかの資格を有していること
 - a. 一級建築大工技能士
 - b. 枠組壁建築技能士
 - c. 一級・二級 建築施工管理技士
 - d. 一級・二級・木造建築士
 - e. プレハブ建築マイスター

講義内容

■基幹技能者一般知識に関する科目

- A) 基幹技能者のあり方
- B) 建築大工工事における基幹技能者の具体的役割
- C) 仕事の教え方・部下の扱い方
新しい技術について

■基幹技能者の法令に関する科目

労働安全衛生法その他関係法令に関する事項

■建設工事現場の施工管理、その他技術上の管理に関する科目

- イ) 施工管理に関する事項
 - ロ) 工程管理に関する事項
 - ハ) 資材管理に関する事項
 - ニ) 原価管理に関する事項
 - ホ) 品質管理に関する事項
 - ヘ) 安全管理に関する事項
 - ト) 建築大工技能者に必要な知識
- ※2日目に試験を行います

受講料・振込先

受講料 44,000円 以下の口座に振り込みをお願いします

名古屋銀行 黒川支店 普通 3417556

愛知県建築組合連合会 会長 藤松 士朗 (アイチケンケンチククミアイレンゴウカイ カイチョウ フジ マツ シロウ)

会場



東別院会館 203号室 名古屋市中区橋2-8-45
古渡町・東別院交差点すぐ ※駐車場完備 (台数に限りがあります)

講習に関するお問い合わせは

愛知県建築組合連合会

名古屋市中区大須3-10-35 MultinaBox3階

☎ 052-890-9108 (平日: 9:00~17:00) ☎ 052-890-9109

E-Mail: info@aichikenchiku.org

URL: www.aichikenchiku.org



登録基幹技能者制度とは

本制度は、1996年に民間資格として始まり、2008年の建設業法施工規則の改正により、国が新たに「登録基幹技能者制度」として位置付けました。国土交通大臣の登録を受けた機関の実施する講習を修了した者は登録基幹技能者として認められ、経営事項審査においても評価の対象となりました。

また、2019年4月から本運用を開始した建設キャリアアップシステム(CCUS)では、能力評価基準の最高位であるレベル4(高度なマネジメント能力を有する技能者)の資格条件のひとつとして登録基幹技能者が位置付けられています。

登録建築大工基幹技能者講習 FAX仮申込書 FAX: 052-890-9109

氏名	ふりがな	住所	〒	-
	漢字			
携帯電話	—	FAX	—	—
勤務先				

※仮申込書を受領後、本申込書をお送りします。本申込書の提出と受講料の振り込みをもって、申込完了となります。